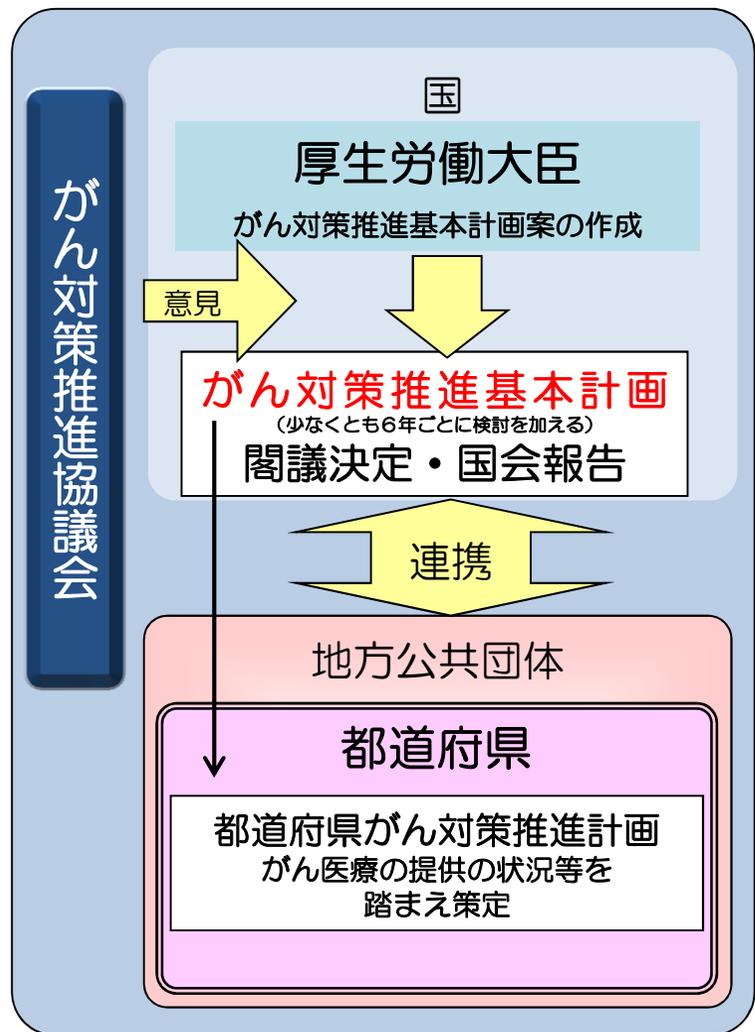


都道府県がん対策推進事業

がん対策基本法 (平成18年法律第98号)

(平成18年6月成立、平成19年4月施行、平成28年12月改正・施行)

がん対策を総合的かつ計画的に推進



基本的施策

第一節：がん予防及び早期発見の推進

- がんの予防の推進
- がん検診の質の向上等

第二節：がん医療の均てん化の促進等

- 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成、医療機関の整備等
- がん患者の療養生活の質の維持向上
- がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等

第三節：研究の推進等

- がんに関する研究の促進並びに研究成果の活用
- 罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進 等

第四節：がん患者の就労等

- がん患者の雇用の継続等
- がん患者における学習と治療との両立
- 民間団体の活動に対する支援

第五節：がんに関する教育の推進

- 学校教育等におけるがんに関する教育の推進

国

民

がん対策基本法における国と都道府県の関係

国の基本計画を踏まえつつ、都道府県はがん対策推進計画を策定して、施策を展開

第2条(基本理念)

- 一 がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究の推進、普及、活用等
- 二 適切ながん医療の提供
- 三 がん医療提供体制の整備
- 四 福祉的支援、教育的支援等が受けられるよう、社会環境の整備
- 五 がんの特性に配慮
- 六 保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策など、総合的に実施
- 七 国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、民間団体等関係者の相互の密接な連携
- 八 個人情報保護への配慮

国

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第十条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「**がん対策推進基本計画**」という。)を策定しなければならない。

2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

※計画は6年に1回見直し(今年度実施)

都道府県

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「**都道府県がん対策推進計画**」という。)を策定しなければならない。

※計画は6年に1回見直し(計画策定期間を踏まえ対応)

※医療計画、健康増進計画等との調和

連携

がん施策関連法令における国、都道府県、市区町村の役割

がん対策基本法

基本計画

がん登録法

健康増進法 (がん検診部分)

国

- ・基本計画の策定
- ・施策への対応
(予防、検診、医療、
研究、就労、教育等)

国の計画、目標等を
記載(国として行う内
容を記載)
予防、検診、医療、研
究、就労、教育等

- ・データベースの
整備
- ・データ収集、保
存、匿名化、提供
対応

健康診査の実施
等に関する指針
策定

都道府県

都道府県がん対策推
進計画の策定

- (地方公共団体として)
- ・施策への対応
(予防、検診、医療、研究、
就労、教育等)

国の基本計画を踏まえ、都
道府県としての計画、目標
等を記載(都道府県として
行う内容を記載)
予防、検診、医療、研究、就
労、教育等

- ・医療機関の指定
- ・登録情報の収集、
国への登録

都道府県健康増進
計画の策定

事業への補助実施
(都道府県がん対策推進事業)

市区町村

死亡者情報票の
作成及び提出

市区町村健康増進
計画の策定

健康増進事業の実
施(がん検診)

検診費用助成

都道府県がん対策推進事業の概要

目 的

がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、都道府県は、「がん対策基本法(平成18年法律第98号)」第12条に基づき、「都道府県がん対策推進計画」(以下「がん対策推進計画」という。)の策定が義務づけられており、がんの予防の推進など必要な施策を講ずるものとされている。このようなことから、都道府県ごとに策定された「がん対策推進計画」に基づき、各都道府県が地域の実情を反映させた各種施策を実施する際に必要な経費を補助する。

◆事業主体:都道府県 ◆負担割合:国1/2、都道府県1/2

| 事業名 | 開始年度 | 事業趣旨 | H28予算額 | H28執行額 | 執行率 |
|----------------------------|-------|---|-----------|---------|-----|
| ①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業 | H21年度 | 緩和ケア医療の推進及び医療従事者の質の向上。 | 112,894 | 12,792 | 11 |
| ②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業 | H21年度 | 休日受診体制の強化等がん検診の実施体制の充実や、がん患者に対する療養生活の質の維持向上及び医療水準の向上。 | 65,542 | 174,082 | 266 |
| ③効果的ながん情報の提供に資する事業 | H21年度 | 情報取得者の視点に立った効果的な情報提供。 | 12,760 | 64,769 | 508 |
| ④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業 | H23年度 | 地域統括相談支援センターによるがん患者及びその家族からの相談の提供。 | 252,296 | 67,597 | 27 |
| ⑤がん登録の推進に資する事業 | H24年度 | 医療機関等への説明会や審議会の開催、医療機関への情報提供料の助成、がん登録オンラインシステムの整備など全国がん登録の円滑な実施の推進。 | 617,439 | 109,898 | 18 |
| ⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業 | H25年度 | がん対策に賛同する企業等と連携したがん検診の受診促進や受診率向上。 | 23,712 | 137,242 | 579 |
| 合 計 | | | 1,084,643 | 566,380 | 52 |

(単位:千円)

※都道府県においては、事業名及び事業趣旨を参考に補助申請を行っている。

①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 112,894千円 ◆平成28年度交付実績: 12,792千円(執行率11%、実施都道府県17)

2. 主な事業内容

- がん診療に従事している医師・歯科医師及び医療従事者に対する緩和ケア研修会の実施。

参考: 第2期がん対策推進基本計画(H24~29)より

5年以内に、がん診療に携わるすべての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標とする。特に拠点病院では自施設のがん診療に携わるすべての医師が緩和ケア研修を終了することを目標とする。

| 都道府県研修の実施状況 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------------|--------|--------|--------|
| 緩和ケア研修会事業実施都道府県数 | 13 | 13 | 14 |
| 研修会開催回数 | 103 | 109 | 117 |
| 研修会受講者数 | 1,666 | 1,994 | 2,086 |

3. 現状の課題・問題点

- がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修は、上記とは別にがん診療連携拠点病院等でも実施。
平成28年度緩和ケア研修会の修了者数(医師・歯科医師のみ)は、全体で20,039名となっているが、うち都道府県の研修事業による受講者数は2,086名(医療従事者含む)となっている。実態としては、拠点病院での緩和ケア研修が開催されない時期や地域において都道府県が実施するなどの状況となっている。
- 未だ研修を必要とする者が多く、当該事業分においても取組十分ではないと考えられる。
参考: 延べ研修受講者数 93,250人(医師、歯科医師:平成29年3月末時点)
(がん診療に関わる医師等人数約34万人(平成26年医療施設調査より算出)に対して、受講割合は約27%)

4. 見直しの方向性

- 緩和ケア研修の推進が必要であることから、都道府県で担うべき役割を含め、実施内容の見直しを行う。

②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 65,542千円 ◆平成28年度交付実績: 174,082千円(執行率266%、実施都道府県33)

2. 都道府県での事業内容

- 休日に受診することができる広域検診の実施。
- がん検診の精度管理検討会、がん検診従事者研修会の開催。
- 地域における在宅緩和ケアに関する連携の推進や研修会の開催。
- 地域におけるがん診療連携の円滑化を図るため、都道府県が指定するがん診療連携推進病院等への補助。
- 患者・家族会の意見を幅広く聴取するための意見交換会を開催。
- 小児がん診療連携ネットワークの構築、地域における診療を行う医師などを対象とした研修の開催。

| 休日受診体制の強化等への取組 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----------------------------------|--------|--------|--------|
| 夜間休日がん検診実施都道府県数 | 4 | 6 | 5 |
| 夜間休日がん検診の実施日数 | 390 | 437 | 362 |
| 夜間休日がん検診等がん検診実施体制の強化によるがん検診の受診者数 | 12,212 | 15,018 | 14,193 |

3. 現状の課題・問題点

- 事業内容が幅広く、それぞれ各県毎で補助内容が異なるため、その効果も異なる(当事業としての補助効果が不明瞭)。
- 都道府県が指定するがん診療連携推進病院等への補助が多い(32箇所:54,811千円)。

4. 見直しの方向性

- がん対策基本法、がん対策推進基本計画に掲げた施策目標が実現されるように、補助要件の明確化を検討する。また、都道府県指定のがん診療連携推進病院等への補助も、都道府県における適切ながん医療提供体制がなされるかという視点で十分に検討を踏まえ、補助要件の明確化を検討する。

③効果的ながん情報の提供に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 12,760千円 ◆平成28年度交付実績: 64,769千円(執行率508%、実施都道府県25)

2. 都道府県での事業内容

- がんに関する講演会、セミナー等の開催。
- がん情報におけるサイトを運営し、がんに関する正しい知識と県内における情報を提供。
- がんに関する普及啓発資料等の作成。
- がん教育に関する講師の派遣、資材の作成・配布。
- がん検診県民サポーターを養成するための研修を実施。

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 公開セミナー、シンポジウム、講演会等の実施回数 | 147 | 175 | 178 |
| 公開セミナー、シンポジウム、講演会等の参加者数 | 22,022 | 34,777 | 19,149 |
| がんに関する冊子、チラシ等の作成部数(延数) | 1,183,552 | 1,289,231 | 1,409,300 |

3. 現状の課題・問題点

- すべての都道府県に対して補助が行われてなく、啓発活動の実態が不明である。
- 補助事業による啓発事業への効果検証が不明である。
- 都道府県からの補助内容から、「⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業」と重複している。

4. 見直しの方向性

- がん対策基本法、がん対策推進基本計画に掲げた施策目標が実現されるように、がんへの理解が得られるため国民への情報提供、がん患者や家族への相談支援、就労支援、がん教育等に資する取組など普及啓発に係る経費として整理を行う(⑥で計上する普及啓発との区分するため、補助内容の明確化を行う)。

④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 252, 296千円 ◆平成28年度交付実績: 67, 597千円(執行率27%、実施都道府県25)

2. 都道府県での事業内容

- 都道府県が設置している地域統括相談支援センター(平成29年3月時点で全国に14ヶ所)によるがん患者、家族への相談事業の実施(がん患者の心情、生活、介護などをまとめて相談できる窓口の設置。ピアサポーターなどの相談員配置)。
- ピア・サポーター研修会の開催。
- がん患者サロンを通じた患者等の意見交換会の実施。

| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| 地域統括相談支援センターでの相談件数 | 8, 654 | 9, 607 | 11, 566 |
| ピア・サポーター研修実施都道府県数 | 19 | 18 | 18 |
| ピア・サポーター研修の実施回数・人数 | 59回・508人 | 66回・409人 | 71回・398人 |

3. 現状の課題・問題点

- 相談支援の充実のため、がん患者等の様々な悩みに対応する地域統括相談支援センターの設置を各地に進める必要がある。
- ピア・サポーター研修の実施について、18都道府県に留まっており、ピアサポートを更に普及させる必要が指摘されている。

4. 見直しの方向性

- がん患者等に対する相談支援のニーズに対応できるように、地域統括相談支援センターによる相談支援体制を充実するよう対応を検討するとともに、ピア・サポーター研修が未実施のところでも実施されるよう働きかけを行うなど取組の見直しを行う。

⑤がん登録の推進に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 617, 439千円 ◆平成28年度交付実績: 109, 898千円(執行率18%、実施都道府県45)

2. 都道府県での事業内容

- 都道府県におけるがん登録情報審査経費。
- がん登録制度全般の周知や届出票の記載方法などにおける医療機関等への説明会等の開催。
- 医療機関から提出された届出票に対する都道府県での審査と全国がん登録データベースシステムへの入力等の実施。
- 医療機関等による登録情報の届出を行う際に発生する事務負担への助成等。

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|------------------------|----------|----------|
| がん登録に関する医療機関への説明会の参加者数 | 10, 043 | 3, 809 |
| 医療機関からの届出による事務負担への助成件数 | 201, 129 | 130, 527 |

3. 現状の課題・問題点

- 従前においては、都道府県内における任意での登録のため、医療機関へ登録に必要な経費を助成していたところ。がん登録法の施行(H28.1)以降、医療機関による登録が義務化されたことから、次第に都道府県による登録経費への助成が行われなくなったところ。
※予算要求での件数(851, 637件)はがん登録データベースの年間登録件数とほぼ同レベルである。しかし、助成を要した件数は減少している。
- がん登録においては、平成29年4月から医療機関から都道府県を通じて、がん登録データベースにオンラインで登録する仕組みが開始されるが、未だ医療機関と都道府県とを繋ぐオンライン環境が未整備な県が多くあり、円滑な登録を進めるために、セキュリティ環境を含めたオンライン登録の整備が必要となっている。

4. 見直しの方向性

- がん登録の届出に要する経費への補助は、都道府県へのオンライン登録が未整備などの事情による場合にするなどの補助内容の見直しを行う。
- オンライン登録環境の整備を図るために、未整備のところに必要な設置経費を支援する。

⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業

1. 補助実績

◆平成28年度予算額 : 23,712千円 ◆平成28年度交付実績:137,242千円(執行率579%、実施都道府県38)

2. 都道府県での事業内容

- がん検診の予防及び早期発見の重要性に関する講演会、シンポジウム等の開催、メディアを通じた普及啓発の実施(企業関係者、一般参加者)。
- 企業と連携したがん検診受診率向上対策の推進(企業にがん検診推進員を配置、情報提供を通じた啓発)。
- 女性のがん検診受診促進を目的としたイベントを実施。
- がん検診受診率向上に向けた普及啓発資料等の作成。
- 市町村が実施するがん検診の個別勧奨・再勧奨への支援(資料配布等)。
- かかりつけ医や薬剤師からのがん検診の受診勧奨。

| がん対策の推進に賛同する企業等の参加への働きかけ | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 説明会の開催回数 | 81 | 86 | 91 |
| 説明会の参加者数 | 4,687 | 5,473 | 5,298 |

3. 現状の課題・問題点

- 補助内容については、「③効果的ながん情報の提供に資する事業」と混在している。
- 補助事業による啓発への効果検証が不明である。

4. 見直しの方向性

- ③の事業との重複を整理する(がん検診の受診促進等への取組に絞る)
- がん検診・精密検査の意義などについて国民の理解を得られ普及啓発が行なわれるよう、補助要件の明確化を行う。

平成29年度都道府県がん対策推進事業の予算(積算式)について

積算式の考え方

事業毎の1都道府県当たり事業単価 × 47都道府県 × 1/2(補助率)

各事業での事業単価等(29年度予算)

| 事業名 | 事業単価の算出内訳の考え方 | 事業単価の算出内訳 | 事業単価 | 参考: 29年度要望 |
|----------------------------|----------------------------|---|---------|-----------------------------------|
| ①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業 | 緩和ケア研修の実施に必要な経費を計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・検討会開催経費(256千円) ・研修会開催経費(398千円) ・事務補助員経費(4,088千円) ・通信運搬費(78千円) | 4,820千円 | 予算額;113百万円 要望数:16 要望額:11百万円 |
| ②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業 | 休日検診体制の実施等に資する事業に必要な経費を計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・旅費(49千円) ・印刷製本費(173千円) ・通信運搬費(5千円) ・委託料(2,355千円) ・事務補助員経費(207千円) | 2,789千円 | 予算額;66百万円 要望数:36 要望額:223百万円 |
| ③効果的ながん情報の提供に資する事業 | 効果的ながん情報の事例等の調査集計に必要な経費を計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・諸謝金(142千円) ・事務補助員経費(86千円) ・旅費(49千円) ・会議費(1千円) ・消耗品費(54千円) ・印刷製本費(調査票等)(211千円) | 543千円 | 予算額;18百万円 要望数:27 要望額:65百万円 |

| 事業名 | 事業単価の算出内訳 の考え方 | 事業単価の算出内訳 | 事業単価 | 参考: 29年度要望 |
|--------------------------|---|---|----------|------------------------------------|
| ④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業 | 地域統括相談支援センターの相談事業運営費、ピア・サポーター養成研修経費などの事業に必要な経費を計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・がん総合相談支援事業費(9,822千円) ・ピアサポーター養成研修会(140千円) ・相談内容分析検討会(144千円) ・都道府県内外医療機関との調整経費(118千円) ・がん患者サロン整備(185千円) ・がん患者および医療従事者等によるフォーラムの開催(323千円) | 10,732千円 | 予算額:252百万円 要望数:28 要望額:85百万円 |
| ⑤がん登録の推進に資する事業 | がん登録に当たっての事務経費、審査等に必要な経費を計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・がん登録経費(16,308千円) ・届出收受審査等事業費(5,013千円) ・医療機関説明会開催経費(543千円) ・事務補助員経費(4,088千円) | 25,952千円 | 予算額:610百万円 要望数:45 要望額:116百万円 |
| ⑥がん検診の受診促進や受診率向上に資する事業 | がん対策に賛同する企業等を募るための説明会、選定及び啓発等に必要な経費を計上 | <ul style="list-style-type: none"> ・説明会経費(267千円) ・連携先選定関連経費(282千円) ・③受診促進のための事業経費(460千円) | 1,009千円 | 予算額:24百万円 要望数:37 要望額:120百万円 |

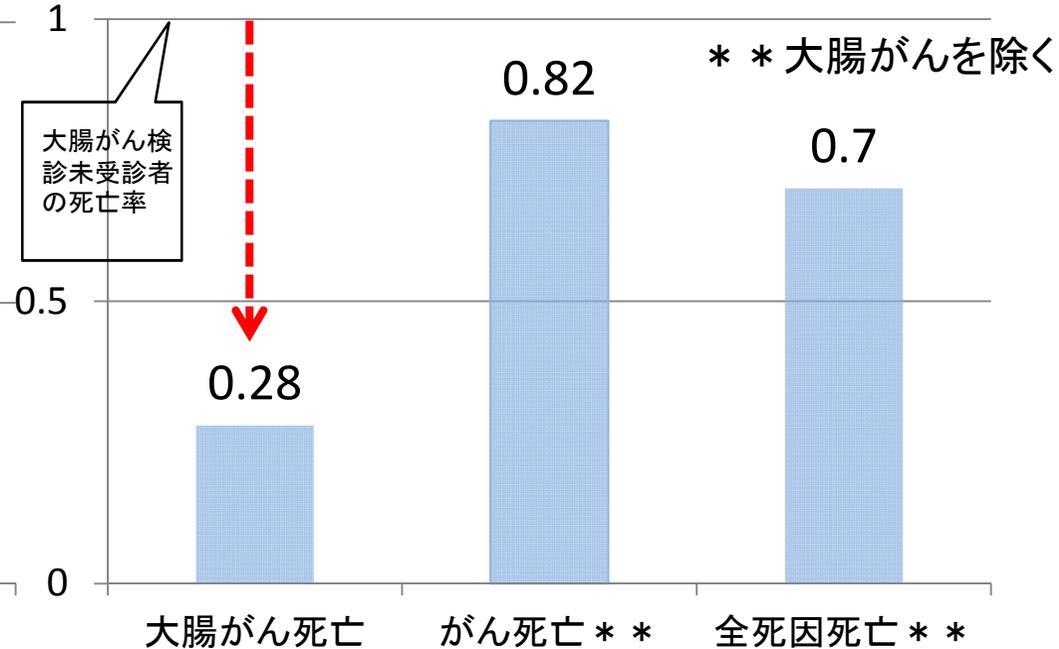
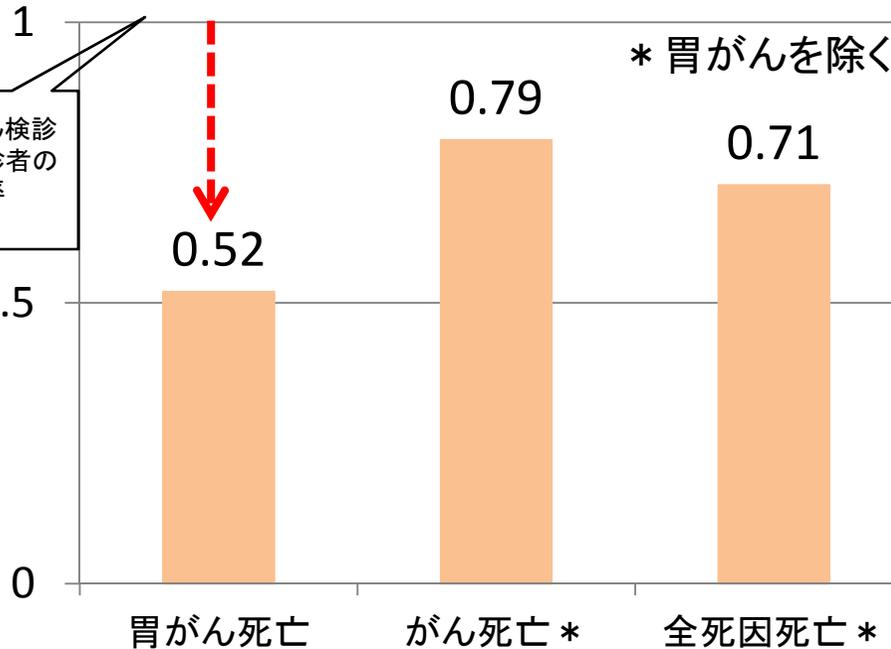
⇒積算式の考え方に対し、実際の要望(要望数、及び要望額(内容))が乖離していることから、要望内容を踏まえつつ、事業単価を中心に積算式を見直す方向とする

がん検診の受診の有無と死亡率との関係

以下の図は、国立がん研究センターの多目的コホート研究として、40～59歳男女の約4万人を13年間追跡し、胃がん検診及び大腸がん検診の受診の有無に伴う死亡率の相対危険度を表している(未受診者の死亡率を1としたときの、相対的な低下状況)。

胃がん検診を受診した人の胃がんの死亡リスクは約50%(= 0.52)低下

大腸がん検診を受診した人の大腸がんの死亡リスクは約70%(= 0.28)低下



- ✓ 図は、胃がん検診を12ヶ月以内に受診しなかった人の胃がん死亡リスクを1とした場合の、胃がん検診の受診者による胃がん、胃がん以外のがん及び胃がん以外の死因による死亡リスクの低下状況を表している。

- ✓ 性、居住地、喫煙、飲酒、教育歴、胃がん家族歴、塩分、ご飯、味噌汁、緑黄色野菜、緑茶摂取について調整

- ✓ 図は、大腸がん検診を12ヶ月以内に受診しなかった人の大腸がん死亡リスクを1とした場合の、大腸がん検診の受診者による大腸がん、大腸がん以外のがん及び大腸がん以外の死因による死亡リスクの低下状況を表している。

- ✓ 性、居住地、喫煙、飲酒、教育歴、大腸がん家族歴、塩分、ご飯、味噌汁、緑黄色野菜、緑茶摂取について調整

がん施策に係る目標(がん基本計画と行政事業レビューでの取扱)

1 これまでの目標設定について (第1期、第2期がん対策推進基本計画より)

- 全体目標 がんによる死亡者の減少
目標値; がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少
- 各施策の個別目標
早期発見: がん検診受診率の向上
目標値 ; 50%以上(胃、肺、大腸がん検診は、当面40%)
など

目標値は、行政事業レビューの成果目標としても使用

平成29年5月17日 第67回がん対策推進協議会より 門田(もんでん)会長発言要旨
この10年間、生存率は良くなっているが、罹患率がさらに増え続けている。
(がん対策は)全部重要であり、1次予防、2次予防は、(重要との)メッセージを出していくべき。

1次予防・2次予防(検診)含め、がん対策全てが重要との認識

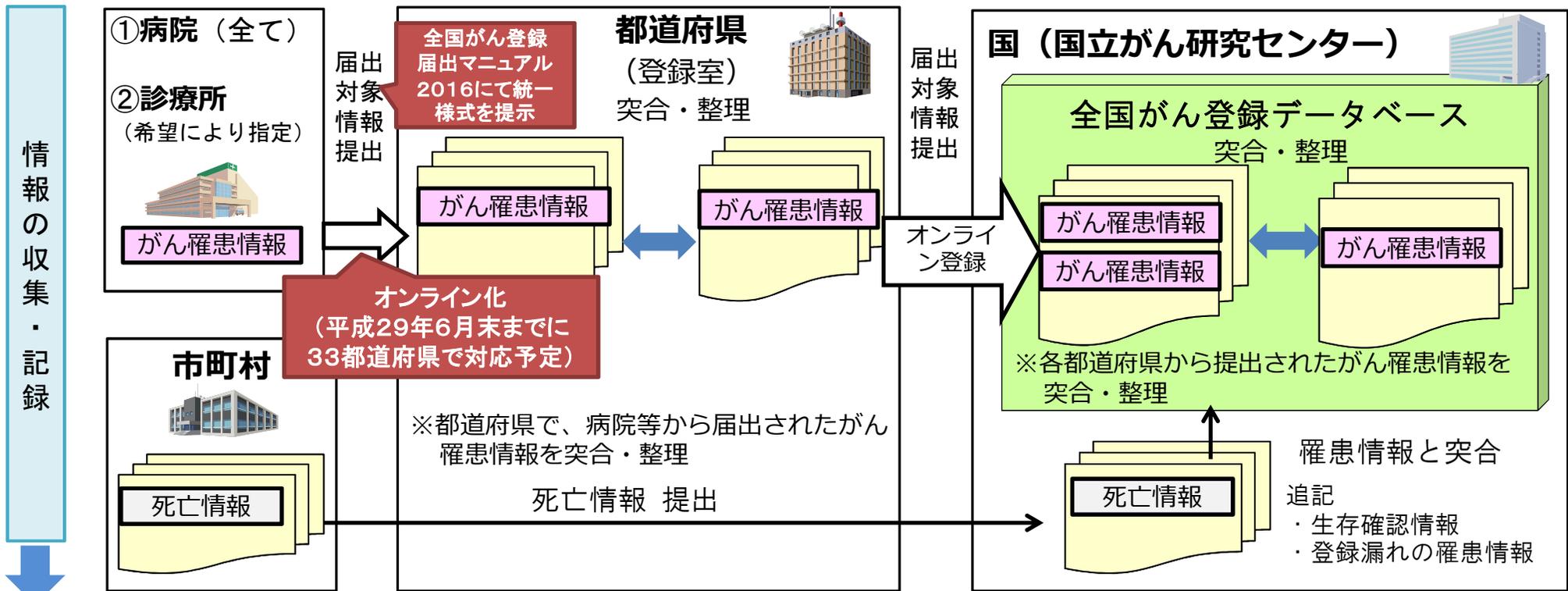
2 今後の目標設定について (第3期がん対策推進基本計画案より)

- 全体目標 1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実
2. 患者本位のがん医療の実現
3. 尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築
- 各施策の個別目標
予防: たばこ対策、生活習慣病対策などの推進
早期発見: がん検診受診率の向上
→目標値 ; 50%以上(乳がん検診、大腸がん検診等)
など

新計画での目標を踏まえ、行政事業レビューでの成果目標を見直し

がん登録データベースとオンラインシステム

- 原発性がん患者の罹患情報を、都道府県を通じて、全国がん登録データベースに登録。
- 国立がん研究センターは、病院等から都道府県知事への届出に必要な事項をまとめた「全国がん登録届出マニュアル2016」を作成（平成27年10月）し、平成28年1月より登録作業に反映。
- 従来、都道府県は提出された紙又は電子媒体を元に、審査・登録作業を実施していたが、円滑な情報登録の実施、情報漏洩リスク等への対応のため、病院等と都道府県をオンラインで届け出るシステムを構築。（平成29年4月から運用開始）



※医療機関の管理者は、がん登録推進法で、がん罹患情報を都道府県知事に届け出ることが義務付けられている

- 国・都道府県等 ⇒ がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、患者等への相談支援
- 医療機関 ⇒ 患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、がん医療の質の向上
- がん登録等の情報の提供を受けた研究者 ⇒ がん医療の質の向上等に貢献

情報の収集・記録

情報の活用

第3期がん対策推進基本計画案(案)(概要)

第68回がん対策推進協議会
平成29年6月2日【資料3】

第1 全体目標

「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」

①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 ②患者本位のがん医療の実現 ③尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

第2 分野別施策

1. がん予防

- (1)がんの1次予防
- (2)がんの早期発見、がん検診(2次予防)

2. がん医療の充実

- (1)がんゲノム医療
- (2)がんの手術療法、放射線療法、薬物療法、免疫療法
- (3)チーム医療
- (4)がんのリハビリテーション
- (5)支持療法
- (6)希少がん、難治性がん
(それぞれのがんの特性に応じた対策)
- (7)小児がん、AYA世代のがん、高齢者のがん
- (8)病理診断
- (9)がん登録
- (10)医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組

3. がんとの共生

- (1)がんと診断された時からの緩和ケア
- (2)相談支援、情報提供
- (3)社会連携に基づくがん対策・がん患者支援
- (4)がん患者等の就労を含めた社会的な問題
- (5)ライフステージに応じたがん対策

4. これらを支える基盤の整備

- (1)がん研究
- (2)人材育成
- (3)がん教育、普及啓発

第3 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 都道府県による計画の策定
- 3. がん患者を含めた国民の努力
- 4. 患者団体等との協力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し